

## コミュニティホール貸出について

### ○使用時間

使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までの 1 時間単位とします。

### ○使用料金

| 名 称        | 時 間     | 基本使用料 | 町外の方  |
|------------|---------|-------|-------|
| ハーモニーホール原町 | 1 時間当たり | 300 円 | 600 円 |
| ハーモニーホール伊賀 | 1 時間当たり | 200 円 | 400 円 |

※冷暖房・湯沸器は、1 時間当たり 100 円です。(100 円硬貨のみ使用可)

(湯沸器はハーモニーホール原町のみ設置)

### ○受付場所

粕屋町役場 地域共創課 TEL:092-938-0173

### ○申請方法

来庁のみの申請になります。(電話・FAX・郵便等による受付や仮予約は行いません。)

※予約状況は電話で回答しています。

### ○受付時間

粕屋町開庁時間

月曜日～金曜日：午前 9 時から午後 5 時（粕屋町役場 2F 地域共創課）

### ○受付期間

当該年度の上半期と下半期と分けて受け付けいたします。詳細はお問い合わせください。

### ○コミュニティホールを使用する方は、次の各号に掲げる事項を守ってください。

- (1) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類（身体障害者補助犬等を除く。）を持ち込まないこと。
- (2) 指定場所以外で喫煙をしたり、火気を使用しないこと。
- (3) 飲酒しないこと。
- (4) 現状を変更したり、広告類の掲示、釘打ち等をしないこと。
- (5) 施設を破損し、又は破損のおそれのある行為をしないこと。
- (6) その他管理者が指示すること。

### ○利用の許可を受けた方は、前述に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守ってください。

- (1) 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とみなして計算します。(例えば、10:30～12:30 の間を利用する場合は 10:00～13:00 の時間を借りていただくことになります。)

- (2) 使用時間は、準備・後片付けの時間を含みます。
- (3) 施設を汚損し、又は汚損するおそれのある行為をしないでください。
- (4) 使用中、建物若しくは付属設備等を破損、滅失したときは速やかに管理者に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- (5) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めてください。
- (6) 退室の際は、施錠・火気の点検・掃除等を確認してください。
- (7) コミュニティホール専用の駐車場はありませんので、付近の有料駐車場等をご利用ください。

#### ○使用料について

条例第7条の規定によりすでに納付された使用料は還付しません。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、下記で定めるところによりその全部又は一部を還付します。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき。
- (2) 町の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用日の7日前までに使用取消の申請をした場合において、コミュニティホールの運営に支障がないと認められるとき。

なお、定期使用登録団体については、上半期・下半期ごとに前納払いとします。詳細は事前に担当課より通知が来ますので、ご確認ください。

#### ○鍵の貸し出しについて

使用者については、粕屋町役場地域共創課にて鍵の貸し出しを行いますので使用日前日（開室時間内）までに取りに来てください。使用終了後、速やかに返却してください。やむを得ず、役場閉庁日に返却する場合は、役場警備室へ返却してください。

鍵については責任をもって管理をお願いします。

※注 ① 鍵を紛失した場合は、その実費を弁償していただきます。

- ② 万一、不正利用や他団体への無断貸し出しが認められた場合には、利用の許可を取り消す場合があります。

定期使用登録団体については、登録を行えば、常時鍵を貸し出しいたします。

#### ○その他

- (1) ホールの利用に伴い発生した事故については、設置者の責に帰する場合を除き、原因となった使用者の責任とします。
- (2) 使用者は、施設等の利用については管理者の指示に従い、使用中であっても正当な理由なく管理者の入室を拒むことができません。